

# I 平成30年度 森林・林業施策の概要

## 1 基本方針

森林は、林産物の生産はもとより、県土の保全や水源の涵<sup>かん</sup>養、地球温暖化の防止、さらには保健休養の場の提供など、様々な多面的機能を有しており、私たち県民の生活の中で、重要な役割を果たしている。

本県では、森林湖沼環境税などを活用して間伐などの森林整備を進めてきたが、間伐を必要とする森林が未だ残っていることや、人工林の多くが本格的な利用期を迎えつつあることから、今後は森林経営の集約化に取り組む林業経営体が行う、間伐や再造林などの森林整備に支援を重点化し、持続的な森林整備が行われるよう、林業経営の自立化に取り組む必要がある。

一方、木材の利活用については、宮の郷工業団地に木材の流通・加工施設や木質バイオマス発電施設などの集積と、県内各地の製材工場では経営規模の拡大が進んでおり、今後は、これらの施設に対し、県産木材を安定的に供給していく必要がある。

このような状況を踏まえ、県民共有の財産である森林を適切に管理し、本県の林業・木材産業を活性化させるため、茨城県森林・林業振興計画（2016～2020）に基づき、林業・木材産業の成長産業化と森林の公益的機能の発揮に向けて、本年度は、以下の施策に重点的に取り組む。

### (1) 自立する林業と山村の振興

指導林家や青年林業士、林業研究グループの確保・育成を推進するとともに、森林組合をはじめとする林業事業体については、高性能林業機械の導入など生産性の向上に取り組むことにより経営基盤を強化するとともに、森林施業プランナーや森林作業道作設オペレーターなどの人材の育成、林業就業者の技術の向上、福利厚生等の就労条件の改善・向上を図る。

また、意欲と能力のある林業経営体による森林整備を推進するとともに、森林整備を円滑に進めるため、森林の土地の所有者等の情報を集約した林地台帳を整備する。

さらに、効率的な森林整備を推進するため、林道や作業道等を整備するほか、基幹的な林道である奥久慈グリーンライン林道の開設を促進する。

本県の私有林のうち、スギ・ヒノキ林の多くは標準伐期齢以上に達しているため、均衡のとれた木材の循環利用に向けて、主伐後の速やかな植栽を支援し、森林の若返りを進めるとともに、急傾斜地や奥地のような林業経営が難しい条件不利地については広葉樹化を推進する。

さらに、県有林の適正な管理・経営を図るため、指導林については私有林のモデルとなる施業を実施するとともに、分収林については生産コストの低減を図りながら計画的な伐採を推進する。

再造林の推進に伴い、安定した苗木の供給が重要となることから、苗木生産に不可欠な採種園の計画的な整備を進めるとともに、花粉の少ないスギ・ヒノキ苗の生産を推進する。また、効率的な苗木生産が可能なコンテナ苗の生産体制の整備を進める。

原木シイタケをはじめとした特用林産物については、原木やシイタケの放射性物質検査を徹底し安全性の確保に努めるとともに、低コスト生産技術の普及、ブランド化や農業と連携した販売戦略の強化を図る。また、うるしの生産体制の充実に取り組み、県北地域の地場産業としての定着を見据え、生産振興や後継者への技術伝承を進める。

## (2) 県産木材の利用促進と木材産業の発展

いばらき木づかい運動の展開などにより木材利用の普及啓発を図るとともに、地域で生産された木材を地域で使う「地産地消」を進めるほか、木材利用のモデルとなる公共施設・民間施設における木造化・木質化や木造住宅の建築を推進するとともに、児童等が使用する机・椅子などの木製品の導入を促進する。

木材産業の体質強化と生産性の向上を図るため、宮の郷工業団地に立地する木材関連施設を中心とした木材の安定供給体制づくりを推進する。

また、素材生産・製材・設計・建築など県産木材に係る関係者間の連携を強化し、木造建築物の構造材や内装材に対する様々な需要に対応できるよう、乾燥材やJAS規格などの品質の高い製材品の安定供給を図る。

さらに、木質バイオマスの利用を促進するとともに、家具や建具など新たな分野での県産木材の用途開発を推進する。

## (3) 機能豊かな森林づくりの推進

森林の有する公益的な機能を持続的に発揮させていくため、引き続き間伐や再造林などの森林整備を推進するとともに、保安林の適正な管理や治山施設の設置、海岸防災林の整備など、総合的な対策を推進する。

また、身近な緑である平地林や里山林の保全・整備を推進するとともに、県民の森をはじめとする自然観察施設の適正な維持管理と、多様なニーズに対応する施設運営に努める。

さらに、「県民参加の森づくり運動」を展開し、森づくり活動への県民や企業等の直接参加を促すとともに、森林・林業体験学習などによる森林環境教育や緑化活動の普及等を推進する。

森林湖沼環境税活用事業の取組状況や成果について積極的な広報を行い、森林の整備・保全に対する県民の理解と意識の醸成を図る。

## 林 政 課

### 平成30年度施策の概要

本県では、人工林の多くが本格的な利用期を迎えていることから、主伐などによる森林資源の活用を進めるとともに、宮の郷工業団地に木材の流通・加工施設や木質バイオマス発電施設などの集積が進んだことから、今後は、これらの施設に対し、県産木材を安定的に供給していく必要がある。

一方で、県民からは、森林の持つ、県土の保全や水源の<sup>かん</sup>涵養、地球温暖化の防止、さらには保健休養の場の提供など、様々な多面的機能の一層の発揮が求められている。

このため、「茨城県森林・林業振興計画2016～2020」に基づき、林業・木材産業の成長産業化と森林の公益的機能の発揮に向けて、森林湖沼環境税や森林整備担い手対策基金などを活用しながら、林業後継者の育成や林業事業体における担い手の確保と育成、森林経営計画に基づく施業の集約化、県産木材の安定供給体制の整備や利用拡大を推進するほか、原木シイタケやうるし等の特用林産物の生産振興に向けた取組を支援するとともに、県民参加の森づくりなどを推進する。

#### 1 自立する林業と山村の振興

(1) 森林組合や林業事業体による提案型集約化施業を促進するため、森林施業プランナーや森林総合監理士などにより森林経営計画や市町村森林整備計画の作成を支援する。

また、高い技術を持つ林業就業者を育成するため、林業技術の講習や高性能林業機械の導入などを支援し、低コストの森林整備を推進する。

(2) 森林経営計画の作成や施業集約化のために森林組合等が行う説明会の開催や現地調査などの地域活動に対して支援する。

また、航空レーザー測量等による詳細な森林情報の収集や森林GISの整備を行い、森林の現況を正確に把握して、地域森林計画の樹立や適正な森林管理に資する。

さらに、森林整備を円滑に進めるため、県と市町村が連携して森林の土地の所有者等の情報を集約した林地台帳を整備する。

(3) きのこと・山菜類の安全・安心を確保するため、放射性物質検査を継続し安全性の確認を徹底するとともに、原木シイタケ及びたけのこの出荷制限等を早期に解除するため、林業普及指導員を中心に生産者等への現地指導を市町村と連携して推進する。

また、原木シイタケの生産再開のため、安全な原木への更新、生産・加工施設の整備やPR活動に対して支援するほか、原木林の再生を図るための調査を実施する。

うるしについては、うるし掻き職人の育成やウルシ苗木植栽の支援など生産体制の充実に取り組み、県北地域の地場産業としての定着を図る。

#### 2 県産木材の利用促進と木材産業の発展

(1) 県産木材を利用した、木造住宅の建築や、公共建築物やPR効果の高い民間施設における木造化・木質化、小中学校などへの木製品の導入を促進する。

また、林業関係団体と連携し、いばらき木づかい運動を展開することにより、広

く県民に対する木材利用の普及啓発を図る。

- (2) 木材加工設備等の整備に対して支援するとともに、林業・木材産業改善資金等の活用を促進する。

また、川上側の素材生産業者、川中側の製材業者及び川下側の設計・工務店などの関係者間の連携を強化し、住宅分野等のニーズに対応した県産木材の安定供給を図る。

### 3 機能豊かな森林づくりの推進

- (1) 県民生活に身近な平地林・里山林を地域主体で適正に整備・保全するため、市町村が実施する、通学路等道路沿いや農地に隣接する荒廃した森林の整備、森林に侵入した竹の駆除、有用広葉樹林の再生などに対して支援し、地域住民にとって快適で豊かな森林環境づくりを推進する。

- (2) 県民が自然に親しみながら休養し、自然について学習する場である茨城県自然観察施設（茨城県民の森、茨城県植物園、茨城県森のカルチャーセンター、茨城県きこ博士館、茨城県奥久慈憩いの森、茨城県水郷県民の森）の整備・修繕等を行うとともに、指定管理者の自主性を尊重しつつ県民が利用しやすい施設として管理運営を図る。

- (3) 県民参加の森づくり運動を展開し、森林ボランティアの活動支援や森林づくり活動への県民の直接参加を推進する。

さらに、森林内での多様な体験活動を通じて人々の生活や環境と森林との関係について学ぶ森林環境教育を推進するため、茨城県自然観察施設等を活用した森林・林業体験学習を実施する。

## 林業課

### 平成30年度施策の概要

本県の民有林は、戦後、積極的に造林されたスギ・ヒノキ人工林が本格的な利用期を迎えつつあるが、木材価格の低迷などから主伐が進まず、十分に利用されていない状況にある。

このため、「茨城県森林・林業振興計画2016～2020」に基づき、「緑の循環システムによる林業・木材産業の成長産業化と機能豊かな森林づくりの推進」を基本理念に、森林湖沼環境税などを活用して林業生産活動の基盤となる林道・作業道等の整備と森林施業の集約化を行い、意欲と能力のある林業経営体による間伐等の森林整備や主伐後の再造林を積極的に推進する。

一方、水源涵養<sup>かん</sup>や山地災害の防止などの公益的機能を発揮する重要な森林（保安林）を健全に維持管理するため、治山施設の整備を計画的に実施するほか、飛砂や潮害、津波被害などを軽減する海岸防災林の整備を推進する。

さらに、海岸部のマツ林については、薬剤散布により松くい虫被害を予防するとともに、被害を受けた箇所は伐倒駆除や広葉樹等の植栽により早期に森林の回復を図る。

また、県有林は民有林のモデルとして適正な管理を行うとともに、立木の有利な売払いにより経営の安定化を図る。

#### 1 自立する林業と山村の振興

- (1) 林業経営の自立と森林の公益的機能の持続的発揮を図るため、森林経営の集約化に取り組む意欲と能力のある林業経営体による間伐や未利用間伐材の搬出、主伐後の再造林を推進するとともに、立地条件等が悪いなど経営が困難な人工林については、広葉樹林化を図る。
- (2) 効率的な森林整備を推進するため、林道や作業道の開設を促進するほか、奥久慈地域の林業の活性化と地域の振興を図るため、基幹的な林道として奥久慈グリーンライン林道の開設を推進する。
- (3) 利用期を迎えつつあるスギ・ヒノキ人工林の主伐後の再造林を推進するため、低コスト造林に有効なコンテナ苗の民有林への普及を図るとともに、コンテナ苗の生産技術の改良や生産基盤の整備を推進する。
- (4) 本県産の林業用の優良種苗の計画的・安定的な供給を図るため、採種園を増設して少花粉スギ・ヒノキの種子の生産体制を強化するとともに、松くい虫に抵抗性のあるマツや少花粉スギ・ヒノキ苗木の生産を推進する。
- (5) 県有林の適正な管理・経営を図るため、指導林については民有林のモデルとなる施業を実施し、分収林については生産コストの低減を図りながら計画的な伐採を推進する。
- (6) 海岸県有林が持つ海岸防災林としての機能を発揮させるため、適正な維持管理を行う。

#### 2 機能豊かな森林づくりの推進

- (1) 保安林の適正な管理を図るため、計画的な保安林の指定と整備など保安林制度の適切な運用に努めるとともに、公益的機能が低下した保安林については機能回復を

図るため、植栽等を実施する。

- (2) 災害の未然防止を図るため、荒廃の危険性の高い山地や溪流を対象として、治山工事（山腹工，治山ダム工，流路工，落石防止工など）を重点的に実施する。
- (3) 飛砂や潮害，津波などから後背地の生活環境や農地等を保全する海岸防災林について，防潮護岸施設の計画的な整備や，人工砂丘の造成等を実施する。
- (4) 海岸防災林の機能を高度に発揮させるため，松くい虫の被害を予防する薬剤散布を行うとともに，被害が発生した場合は伐倒処理を行うほか広葉樹等を植栽し，早期に森林の回復を図る。
- (5) 気象災害や山火事等を防止するため，森林パトロールを計画的に実施するとともに，森林保護に係る普及啓発活動を推進する。